

令和6年3月7日(木)・8日(金)

防災地域建設委員会資料

付託議案

《条例案》

第31号議案 島根県手数料条例の一部を改正する条例 [関係分]
(消防総務課) P 1

【予算案】

第4号議案 令和6年度島根県一般会計予算 [関係分]
(消防総務課) P 3

第61号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算(第10号) [関係分]
(消防総務課) P 10

報告事項

1. 令和6年能登半島地震にかかる対応状況について
(防災危機管理課) P 12
2. 災害時における安否不明者・死者の氏名等の公表方針の策定について
(防災危機管理課) P 19
3. 島根県地域防災計画(風水害等対策編・震災編)の修正について
(防災危機管理課) P 21
4. 島根県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について
(原子力安全対策課) P 22

防 災 部

島根県手数料条例の一部を改正する条例について（消防法関係）

1. 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、消防法関係の手数料が改定

今回の改定は、人件費、会場費及び物価上昇による経費の増加を手数料額に反映させたもの

これに準じて、島根県手数料条例で定められる消防法関係手数料の一部の改正を行うことが必要

2. 改正内容

(1) 危険物取扱者試験

指定試験機関（（一財）消防試験研究センター）が実施

手数料は、条例第3条の規定により指定試験機関に納付（収入）

	改正前	改正後	備考
甲種危険物取扱者試験	6,600円	7,200円	R4: 83件
乙種危険物取扱者試験	4,600円	5,300円	R4: 1,900件
丙種危険物取扱者試験	3,700円	4,200円	R4: 145件

(2) 危険物の取扱作業の保安に関する講習

島根県危険物保安協会連合会が受託実施

手数料は県の収入

改正前	改正後	県収入への影響（R6見込）	備考
4,700円	5,300円	843千円増	R4: 1,365件

(3) 消防設備士試験

指定試験機関（（一財）消防試験研究センター）が実施

手数料は、条例第3条の規定により指定試験機関に納付（収入）

	改正前	改正後	備考
甲種消防設備士試験	5,700円	6,600円	R4: 437件
乙種消防設備士試験	3,800円	4,400円	R4: 510件

3. 施行期日

令和6年5月1日（改正政令の施行日と同日）

試験により取得できる資格の概要

1. 危険物取扱者試験関係

(1) 危険物取扱者

① 甲種危険物取扱者

全ての危険物の取扱いと立会いが出来る

② 乙種危険物取扱者

第1類から第6類のうち免状を交付されている類の危険物の取扱いと立会いが出来る

③ 丙種危険物取扱者

第4類に属する危険物のうちガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点130度以上のものに限る）、第4石油類及び動物油類の取扱いが出来るが、立ち合いは出来ない

(2) 危険物の分類

種類	性質	主な品名
第1類	酸化性固体	塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム、次亜塩素酸ナトリウム など
第2類	可燃性固体	硫黄、赤リン、マグネシウム など
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	ナトリウム、リチウム、黄リン など
第4類	引火性液体	ガソリン、灯油、軽油、エタノール など
第5類	自己反応性物質	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、アジ化ナトリウム など
第6類	酸化性液体	過酸化水素、硝酸 など

2. 消防設備士試験関係

(1) 消防設備士

① 甲種消防設備士

消防用設備等の工事、整備及び点検をすることが出来る

② 乙種消防設備士

消防用設備等の整備及び点検をすることが出来る。工事は出来ない

(2) 主な消防用設備

警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備及び非常放送設備、ガス漏れ火災警報設備等）、避難設備（避難はしご、避難階段、救助袋等）、消火設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備等）など

【第4号議案】

防災地域建設委員会資料
令和6年3月7日・8日

令和6年度島根県一般会計予算 [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	R5当初 (A)	R6当初 (B)	計 (B) - (A)	(B) / (A) (%)
消防総務課	1,658,230	2,145,616	487,386	129.4
防災危機管理課	523,816	595,342	71,526	113.7
原子力安全対策課	2,238,371	2,234,891	▲ 3,480	99.8
合計	4,420,417	4,975,849	555,432	112.6

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	R5当初	R6当初	比較	概要	予算科目	
					款	項目
消防総務課	1,658,230	2,145,616	487,386	【財源】使・手:17,565 県債:1,035,100 その他:36,874 一般財源:1,055,940		
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	26,371	35,414	9,043	一般職員 3人	2	1
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	92,385	93,951	1,566	一般職員 13人	2	6
3 人件費 一般職給与(工鉦業総務費)	29,635	10,760	▲ 18,875	一般職員 2人	7	2
4 事務集中諸費	6,806	5,306	▲ 1,500		2	1
5 消防諸費	4,144	4,268	124		2	6
6 防災情報システム整備事業費	686,599	1,229,640	543,041	防災情報ネットワークシステム管理運営 ※7ページ 主要事業の概要[防災部] No.1参照 震度情報ネットワークシステム管理運営 防災行政無線通信施設等管理運営 ヘリコプターテレビ電送システム管理運営 防災情報システム整備事業	129,730	2
7 航空消防防災活動事業費	657,856	656,723	▲ 1,133	防災ヘリコプターの管理運営 防災航空管理所維持管理	627,370	2
8 常備消防体制整備事業費	14,608	14,533	▲ 75	救急業務体制の整備 消防法に基づく建物防火管理 消防防災統計調査・活用 都道府県消防防災・危機管理部局長会 防災意識啓発事業	10,364	2
9 消防職員・消防団員活動強化事業費	125,087	79,133	▲ 45,954	消防職員等活動強化事業 ※7ページ 主要事業の概要[防災部] No.2参照 消防団等活性化事業 消防学校・消防大学校における教育訓練 消防学校維持管理事務	3,850	2
10 危険物安全対策事業費	11,671	12,745	1,074	消防法における危険物規制に基づく指導	8,135	6
11 高圧ガス等安全対策事業費	1,365	1,389	24	高圧ガス保安法等に基づく検査・指導等	54,634	7
12 保安諸費	1,703	1,754	51		12,514	2

事業名	R5当初	R6当初	比較	概要	予算科目	
					款	項目
防災危機管理課						
	523,816	595,342	71,526	【財源】国:1,770 その他:368,955 一般財源:224,617		
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	84,136	97,995	13,859	一般職員 14人	2	6
2 自衛官募集事務費	100	100	0		2	1
3 危機管理対策事業費	8,037	8,164	127	国民保護訓練等経費	2	6
4 防災諸費	3,825	3,825	0		2	6
5 震災・風水害等災害対策事業費	54,966	107,625	52,659	震災風水害対策事業 ※7ページ 主要事業の概要[防災部] No.3参照 能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化 ※8ページ 主要事業の概要[防災部] No.4参照	2	6
6 震災・風水害等災害救助応急対策事業費	354,839	365,714	10,875	災害救助法に基づく災害救助対策費	3	4
7 震災・風水害等災害救助対策事業費	17,365	11,371	▲ 5,994	災害救助基金積立金(基金積立及び利子収入繰入)	3	4
8 災害対策諸費	548	548	0		3	4
原子力安全対策課						
	2,238,371	2,234,891	▲ 3,480	【財源】国:1,631,793 その他:941 一般財源:602,157		
1 人件費 一般職給与(企画総務費)	14,386	23,181	8,795	一般職員 3人	2	2
2 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	50,308	62,928	12,620	一般職員 8人	4	1
3 人件費 一般職給与(環境保全費)	127,980	123,807	▲ 4,173	一般職員 19人	4	5
4 主要施策企画調整費	1,346	0	▲ 1,346		2	2
5 鳥根県再生可能エネルギー活用総合推進事業費	2,549	0	▲ 2,549		2	2
6 水力発電施設設置に伴う地域振興事業費	55,675	0	▲ 55,675		2	2
7 鳥根原子力発電所設置に伴う地域振興事業費	344,215	0	▲ 344,215		2	2
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業費	3,250	0	▲ 3,250		2	2
9 電源立地対策事業費	0	767,715	767,715	※9ページ 主要事業の概要[防災部] No.6、7参照	2	2
10 発電用施設周辺地域振興基金積立事業費	0	10	10		2	2
11 原子力諸費	1,399	2,361	962		2	6
12 原子力防災対策事業費	960,281	663,733	▲ 296,548	※9ページ 主要事業の概要[防災部] No.5参照	2	6
13 原子力安全対策事業費	676,982	591,156	▲ 85,826	※9ページ 主要事業の概要[防災部] No.5参照	4	5

債務負担行為〔防災部〕

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	内容など
消防総務課	地域衛星通信ネットワーク更新事業費(衛星通信設備(端末局)工事)	令和6年度から令和8年度まで	877,000	端末設備整備費用分
消防総務課	地域衛星通信ネットワーク更新事業費(衛星通信設備(県庁局)工事)	令和6年度から令和7年度まで	522,000	県庁設備整備費用分
消防総務課	地域衛星通信ネットワーク更新事業費(付帯設備工事)	令和7年度	427,000	付帯設備整備費用分
消防総務課	防災ヘリコプターテレビ放送システム(地上設備)再整備事業費	令和6年度から令和7年度まで	619,000	防災ヘリから災害映像等を受信する地上設備を更新するための経費

主要事業の概要〔防災部〕

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	概要	課名
1	防災情報システム整備事業	1,229,640	<p>災害時の情報伝達、情報収集体制を確保し、防災体制の強化を図るため、防災関係機関における各種システムの更新及び整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5期島根県総合防災情報システムの運用 ・防災行政無線中継局舎及び通信鉄塔耐震化工事の実施 ・地域衛星通信ネットワーク更新工事の実施 ・防災ヘリコプターテレビ電送システム更新工事の実施（地上系）等 	消防総務課
2	消防職員・消防団員活動強化事業	79,133	<p>消防活動の充実強化や地域防災力の向上を図るため、消防職員や消防団員の教育訓練、消防操法大会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の加入促進、知名度向上・イメージアップを図るための広報事業 ・消防団は年々団員数が減少していることから、団員の技能・実践力の向上及び消防団活動の活性化を図るため、研修を拡充・強化するとともに、各消防団の創意工夫による訓練等の活動経費を助成 	消防総務課
3	震災・風水害等災害対策事業	48,398	<p>地域防災計画等の実効性を高め、地域の防災力向上を図るため、市町村や地域住民と一体となって災害に備えた対策を実施</p> <p>①防災訓練の実施（避難訓練、応急対策、情報伝達等）</p> <p>住民が主体となった避難所運営や防災関係機関等と連携した応急活動を想定した実働訓練、中国5県共同防災訓練等を実施</p> <p>②防災人材の育成・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災士養成研修や自主防災組織のリーダー等への研修を実施 ・県民を対象とした防災安全講演会を開催 <p>③防災備蓄物資の更新・補充</p> <p>防災備蓄物資整備計画に基づき備蓄物資の更新・補充を実施</p>	防災危機管理課

No.	事業名	予算額	概要	部局名
			<p>④市町村等の防災力向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地に派遣する職員等を対象に、災害に係る住家の被害認定や避難所運営等の実践的な研修を実施 ・三瓶山の情報共有のための連絡会議やフィールドワークを開催 <p>⑤被災世帯の生活再建支援</p> <p>被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援</p>	
4	能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化	59,227	<p>令和6年能登半島地震を踏まえ、半島部での災害対応力を強化</p> <p>①防災備蓄食料の追加</p> <p>地域防災計画で目標とする概ね2日間分の備蓄（県民1日、県0.5日分、市町村0.5日分）に加えて、県として0.5日分の備蓄を実施</p> <p>②ヘリポート等の現況調査</p> <p>緊急消防援助隊や自衛隊等による空路での支援を受けるため必要なヘリポート等の現況調査を実施</p> <p>③ドローンの整備等</p> <p>被災状況を迅速に収集し、対応を判断するため、災害対策本部にドローンを配備するとともに、職員を対象とした操作研修を実施</p> <p>[関連：総務部計上]</p> <p>○災害対応車両の配備</p> <p>公用車の更新にあたり、悪路走行可能な車両を配備（かかり増し経費を増額）</p>	防災危機管理課

No.	事業名	予算額	概要	部局名												
5	原子力防災・安全対策事業	1,146,902	<p>万一の原子力災害の発生に備え、原子力防災資機材の更新、環境放射線等監視、住民避難体制等を充実</p> <p>①原子力防災資機材の更新 緊急時に備え、防護服、防護マスク等の防災資機材の更新</p> <p>②モニタリング機能の強化 放射線・放射性物質測定機器の更新</p> <p>③2県6市による防災訓練の実施 初動対応、住民避難、緊急時モニタリング等</p> <p>④普及啓発の実施 広報誌やパンフレット等の作成配布、講演会の開催等</p> <p>⑤原子力災害応急対応体制の実効性の向上 原子力災害時の業務継続計画に基づき確実に業務を実施するための職員向け研修など</p>	原子力安全対策課												
6	島根県原子力防災安全等対策交付金	249,788	<p>島根原子力発電所の立地市及び周辺3市が実施する原子力防災安全、地域振興、住民福祉の向上に資する対策を支援</p> <p>[交付額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料税収入額に対して、以下の交付割合により算定した額 ・ただし、周辺3市については、交付割合で算定した額が、以下の基本額を下回る場合には、基本額を交付 <p style="text-align: center;">[交付割合] [基本額]</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>松江市</td> <td>12%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出雲市</td> <td>4%</td> <td>8千万円</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>2%</td> <td>4千万円</td> </tr> <tr> <td>雲南市</td> <td>2%</td> <td>4千万円</td> </tr> </table>	松江市	12%		出雲市	4%	8千万円	安来市	2%	4千万円	雲南市	2%	4千万円	原子力安全対策課
松江市	12%															
出雲市	4%	8千万円														
安来市	2%	4千万円														
雲南市	2%	4千万円														
7	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	362,900	<p>国からの交付金を活用し、島根原子力発電所の立地市及び周辺3市が実施する避難の実効性向上を図るための事業を支援</p> <p>①地域振興計画に基づく市道の舗装整備、支障木伐採等の事業に対し補助</p> <p>②市が実施する除雪対策、落石対策等の事業に対し補助（安全確保交付金事業）</p>	原子力安全対策課												

【第61号議案】

防災地域建設委員会資料
令和6年3月7日・8日

令和5年度島根県一般会計補正予算（第10号） [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
消防総務課	1,677,592	▲ 34,296	1,643,296
防災危機管理課	548,438	▲ 19,365	529,073
原子力安全対策課	2,805,218	▲ 71,349	2,733,869
合計	5,031,248	▲ 125,010	4,906,238

事業名	補正前	補正額	補正後	概要	予算科目	
					款	項
消防総務課	1,677,592	▲ 34,296	1,643,296	【財源】使・手:▲1,664 その他:▲1,149 一般財源:▲31,483		
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	35,304	31	35,335	一般職員 3人	2	1
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	123,285	371	123,656	一般職員 16人	2	6
3 人件費 一般職給与(工鉱業総務費)	8,452	151	8,603	一般職員 2人	7	2
4 防災情報システム整備事業費	686,680	▲ 7,395	679,285	ヘリコプターテレビ放送システム点検費の減 (明許繰越 316,419)総合防災情報システムの整備、中継局耐震化	2	6
5 航空消防防災活動事業費	658,016	▲ 25,680	632,336	防災ヘリコプター耐空検査費の減	2	6
6 常備消防体制整備事業費	14,608	▲ 1,473	13,135	実績見込みによる事業費の減	2	6
7 消防職員・消防団員活動強化事業費	125,398	940	126,338		2	6
8 危険物安全対策事業費	11,831	▲ 792	11,039		2	6
9 高圧ガス等安全対策事業費	1,365	▲ 449	916		7	2
防災危機管理課	548,438	▲ 19,365	529,073	【財源】国:▲1,589 その他:115 一般財源:▲17,891		
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	96,238	152	96,390	一般職員 14人	2	6
2 自衛官募集事務費	100	▲ 41	59		2	1
3 危機管理対策事業費	8,197	▲ 1,548	6,649	国民保護訓練地域ブロック検討会のオンライン開催による減	2	6
4 防災諸費	3,825	▲ 1	3,824		2	6
5 震災・風水害等災害対策事業費	67,326	▲ 18,862	48,464	被災者生活再建支援制度の支給見込みの減	2	6
6 震災・風水害等災害救助応急対策事業費	354,839	126	354,965		3	4
7 震災・風水害等災害救助対策事業費	17,365	809	18,174		3	4
原子力安全対策課	2,805,218	▲ 71,349	2,733,869	【財源】国:▲113,099 その他:▲77 一般財源:41,827		
1 人件費 一般職給与(企画総務費)	23,035	▲ 75	22,960	一般職員 3人	2	2
2 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	62,748	51	62,799	一般職員 8人	4	1
3 人件費 一般職給与(環境保全費)	114,977	▲ 1,083	113,894	一般職員 17人	4	5
4 主要施策企画調整費	1,346	▲ 1	1,345		2	2
5 水力発電施設設置に伴う地域振興事業費	55,675	▲ 473	55,202		2	2
6 島根原子力発電所設置に伴う地域振興事業費	351,215	▲ 5,091	346,124	実績見込みによる事業費の減 (明許繰越 7,000)市への補助金(市事業の繰り越しに伴うもの)	2	2
7 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業費	3,250	▲ 4	3,246		2	2
8 原子力諸費	1,399	▲ 1	1,398		2	6
9 原子力防災対策事業費	960,682	▲ 58,536	902,146	県庁機能移転先整備事業費などの減	2	6
10 原子力安全対策事業費	728,104	▲ 6,136	721,968	国庫支出金返還金などの減	4	5

令和6年能登半島地震に係る対応状況について

1. 地震の概要

- (1) 発生日時 令和6年1月1日(月)16時10分頃
- (2) 震源地 石川県能登地方
- (3) 地震の規模 マグニチュード7.6
- (4) 各地の震度 最大震度7 石川県志賀町
- (5) 津波警報 大津波警報 16時22分 石川県能登

2. 被災地の被害状況(3月1日14時時点、消防庁公表資料第80報)

- (1) 人的被害 死者241人、負傷者1,299人
- (2) 住家被害 全壊7,983棟、半壊13,372棟、一部破損58,978棟
(調査中のものは反映していない)
- (3) 避難者数 11,610人(2月28日 石川県災害対策本部会議資料)

3. 被災自治体への支援状況(3月4日10時時点)

別紙のとおり

(1) 人員派遣の状況

別紙

支援内容	対応状況	担当課
警察災害派遣隊の派遣	<p>広域緊急援助隊 警備部隊 1/4：約25名(通信隊含む)が出動 1/5～7：石川県珠洲市内の被災地で活動 活動内容：救出・救助及び安否確認等 1/8：帰県</p> <p>情報通信支援部隊 1/17：約5名出動 1/18～：石川県輪島市で活動 活動内容：ヘリテレ映像送信支援等 1/25：帰県</p> <p>特別生活安全部隊 1/27：約5名出動 1/28：石川県輪島市で活動 活動内容：避難所における相談業務等 2/5：帰県</p> <p>特別機動捜査部隊 1/30：約5名出動 1/31～：石川県穴水町で活動 活動内容：被災地における犯罪捜査支援等 2/5：帰県</p> <p>広域緊急援助隊 交通部隊 2/1：約10名出動 2/2～：石川県七尾市で活動 活動内容：被災地における渋滞緩和対策等 2/6：帰県</p> <p>特別自動車警ら部隊 3/4：約10名出動 3/5～：石川県輪島市で活動</p>	警察本部
災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣	<p>DMAT (4次隊) 1/7：先発隊4隊21名を派遣 (島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院、松江赤十字病院、雲南市立病院から、各1隊) 1/8～13：七尾市内、珠洲市内及び穴水町内で活動(一部は1/14まで) (1/10～11にかけて、上記病院に松江市立病院、益田赤十字病院を含めた後発隊合計6病院22名と交替。延べ43名を派遣) 1/14～15：帰県</p> <p>DMAT (6次隊) 1/17～26：継続的に1隊を能登町保健医療福祉調整本部に派遣 (島根県立中央病院、済生会江津総合病院、島根大学医学部附属病院から、合計3隊、14名) 1/17：県立中央病院から4名派遣、運転手(往路のみ)として県職員2名派遣(1/21帰県) 1/19：済生会江津総合病院から5名派遣(1/25帰県) 1/23：島根大学医学部附属病院及び県立中央病院から5名派遣(1/27帰県)</p> <p>DMATロジスティックチーム隊員 (3次隊) 1/10～16：石川県保健医療福祉調整本部に浜田医療センターから1名派遣 1/17：帰県</p> <p>DMATロジスティックチーム隊員 (5次隊) 1/22～27：石川県保健医療福祉調整本部に浜田医療センターから1名派遣 1/28：帰県</p> <p>DMATロジスティックチーム隊員 (6次隊) 2/3～9：珠洲市保健医療福祉調整本部に県立中央病院から1名派遣 2/10：帰県</p>	医療政策課・ 県立病院課

支援内容	対応状況	担当課
災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣	DPAT（第4陣） 1/7：1隊3名を派遣 （島根県立こころの医療センター） 1/8～12：石川県DPAT調整本部にて活動 1/13：帰県 DPAT（第8陣） 1/22：2隊6名を派遣 （島根県立こころの医療センター） 1/23～25：石川県DPAT調整本部にて活動 1/26：帰県 （松ヶ丘病院） 1/23～26：能登医療圏活動拠点本部に参集後、現地避難所等に活動 1/27：帰県	障がい福祉課・ 県立病院課
応急対策職員の派遣	[住家被害認定調査] 【派遣期間・活動地域】 1/19：第1班10名を金沢市へ派遣 金沢市内での活動：1/20～2/28 【班編成】 計8班を派遣 ・1班：県職員10名 ・2～6班：県職員5名、市町村職員5名 ・7～8班：県職員2名、市町村職員3名 【現地活動状況（班員構成）】 第1班：1/20～24（島根県10名） 第2班：1/25～29（島根県5名、浜田市1名、安来市1名、雲南市2名、邑南町1名） 第3班：1/30～2/3（島根県5名、浜田市1名、益田市1名、安来市1名、雲南市2名） 第4班：2/4～8（島根県5名、出雲市2名、大田市3名） 第5班：2/9～13（島根県5名、出雲市2名、益田市1名、江津市2名） 第6班：2/14～18（島根県5名、安来市1名、江津市1名、飯南町1名、美郷町1名、吉賀町1名） 第7班：2/19～23（島根県2名、大田市1名、雲南市1名、奥出雲町1名） 第8班：2/24～28（島根県2名、出雲市1名、安来市1名、江津市1名） [罹災証明書発行業務] 【派遣期間・活動地域】 3/3：2名を金沢市へ派遣 金沢市役所での業務：3/4～15 【班編成・業務従事日】 計2班の派遣を予定 第1班：3/4～8（島根県1名、大田市1名） 第2班：3/11～15（島根県1名、市町村1名（予定））	政策企画監室・ 人事課・ 防災危機管理課・ 市町村課
保健師チームの派遣	1チーム4名（保健師2名、業務調整員2名）を派遣 1/14～3月下旬：能登町で活動 第1班 1/13：派遣 1/14～16：活動 1/17：帰県 第2班 1/15：派遣 1/16～19：活動 1/20：帰県 第3班 1/18：派遣 1/19～22：活動 1/23：帰県 第4班 1/21：派遣 1/22～25：活動 1/26：帰県 第5班 1/24：派遣 1/25～28：活動 1/29：帰県 第6班 1/27：派遣 1/28～31：活動 2/1：帰県	健康福祉総務課・ 健康推進課

支援内容	対応状況	担当課
保健師チームの派遣	第7班 1/30 : 派遣 1/31~2/3 : 活動 2/4 : 帰県 第8班 2/2 : 派遣 2/3~6 : 活動 2/7 : 帰県 第9班 2/5 : 派遣 2/6~9 : 活動 2/10 : 帰県 第10班 2/8 : 派遣 2/9~12 : 活動 2/13 : 帰県 第11班 2/11 : 派遣 2/12~15 : 活動 2/16 : 帰県 第12班 2/14 : 派遣 2/15~18 : 活動 2/19 : 帰県 第13班 2/17 : 派遣 2/18~21 : 活動 2/22 : 帰県 第14班 2/20 : 派遣 2/21~24 : 活動 2/25 : 帰県 第15班 2/23 : 派遣 2/24~27 : 活動 2/28 : 帰県 第16班 2/26 : 派遣 2/27~3/1 : 活動 3/2 : 帰県 第17班 2/29 : 派遣 3/1~4 (予定) : 活動 3/5 : 帰県 (予定) 第18班 3/3 : 派遣 3/4~7 (予定) : 活動 3/8 : 帰県 (予定)	健康福祉総務課・健康推進課
災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣	2/16~3/2 島根県チームの13名派遣 石川県金沢市内または小松市内1.5次避難所にて活動	地域福祉課
災害廃棄物処理支援員の派遣	[派遣先] 石川県七尾市 [業務内容] 被災地における災害廃棄物処理に関する業務支援 [活動期間] ・活動開始日：3/4 ・活動終了日：3/10 [派遣人数] 県職員3名（災害廃棄物処理支援員1名、補佐員2名）	廃棄物対策課
石川県庁(地方機関)への応援職員(土木職)の派遣	[派遣先] 石川県 能登空港管理事務所 [業務内容] 滑走路等損傷個所の修繕工事の施工、災害復旧の業務 [活動期間] ・活動開始日：2/6 ・活動終了日：3/31 [派遣人数] 常時1名 ※2週間ごとに交代予定	人事課・土木総務課
応急給水対応職員の派遣 給水車の派遣	[派遣期間・業務内容等] 派遣期間：2/10~15 給水車1台、企業局職員4名を派遣 派遣先：石川県穴水町 活動計画：2/10：派遣、2/11~14：活動、2/15：帰県	企業局総務課

(2) その他の支援状況

支援内容	対応状況	担当課
県営住宅の提供	1/10 提供受付開始 (20戸)	建築住宅課
生活支援金の申請受付及び島根県内への居住に関する相談窓口の設置	1/19 申請受付・相談対応開始	地域政策課
被災生徒に対する支援 (私立高等学校) ・学校法人が対象者に対して授業料等の減免等を行った場合その額を助成 (転入学にかかる入学検定料、入学料、授業料、寮費、学用品、PTA会費等)	1/19 相談受付開始	総務部総務課
転入した児童生徒へのカウンセリング (私立中学・高等学校) ・転入した生徒に対するカウンセリングを実施するためにスクールカウンセラー等を活用する学校法人へ助成	必要に応じ対応	総務部総務課
公立学校への転入学相談	受付中	教育指導課 特別支援教育課
被災児童・生徒に対する支援 (小・中学校、特別支援学校、県立高等学校) ・転入学にかかる入学検定料、受検料 (入学検定料+学力検査料)、入学料、授業料の免除 ・教科書、学用品の実費支援 ・寄宿舎、寮費の免除 ・入寮支度金の支給 ・PTA会費等の免除	1/19 相談受付開始	学校企画課 教育指導課 特別支援教育課
被災生徒 (高校生等) に対する奨学資金の貸付	1/19 相談受付開始	学校企画課
転入した児童生徒へのカウンセリング ・転入した児童生徒に対するカウンセリングを必要に応じて実施	転入があった場合に必要に応じ対応	教育指導課 (子ども安全支援室)
軽費老人ホームへの受入支援	1/24 相談受付開始	高齢者福祉課
令和6年能登半島地震支援金の募集	・1/5～ ・本庁、合同 (集合) 庁舎及び県外事務所に募金箱を設置 ・支援金振込口座を開設 ・支援金は日本赤十字社を通じて被災地へ送付	防災部・ 会計課

(3) 関係団体分

支援内容	対応状況	団体名 (県担当課)
救護班の派遣	<p>【医療救護班第1班】 1個班9名を派遣 1/12～16 (松江赤十字病院救護班8名、島根県支部主事1名) 石川県七尾市、輪島市内等で活動</p> <p>【日赤災害医療コーディネートチーム】 1/22～27 (益田赤十字病院3名) 金沢市内で活動</p> <p>【日本赤十字社第5ブロック(中四国ブロック)こころのケア班】 2/3～7 (益田赤十字病院 作業・言語療法士1名) 石川県七尾市、志賀町内避難所、志賀町役場等で活動</p> <p>【医療救護班第2班】 1個班10名を派遣 2/11～13 (益田赤十字病院救護班8名、島根県支部看護師1名、島根県支部ボランティア1名) 石川県七尾市、志賀町等で活動</p> <p>【日赤災害医療コーディネートチーム】 2/18～23 (松江赤十字病院 医師2名、看護師1名、主事1名) 金沢市内で活動</p> <p>【日赤災害医療コーディネートチーム】 3/1～6 (益田赤十字病院 医師1名・臨床工学技師1名、松江赤十字病院 看護師1名、赤十字血液センター 主事1名) 七尾市内で活動</p>	日本赤十字社 島根県支部 (地域福祉課)
義援金の受付	1/5: 受付開始(～12/27)	日本赤十字社 島根県支部 (地域福祉課)
義援金の受付	1/4: 受付開始(～12/27)	島根県共同 募金会 (地域福祉課)
義援金の受付	(各市町村社会福祉協議会内) 1/4: 受付開始(～12/27)	市町村共同 募金委員会 (地域福祉課)
応援職員の派遣	1/29～2/4 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)の受付業務職員を珠洲市、能登町、穴水町に派遣	島根県社会 福祉協議会 (地域福祉課)
応援職員の派遣	<p>2/11～15 災害ボランティアセンターの応援職員2名を、石川県穴水町社協に派遣</p> <p>2/20～26 災害ボランティアセンターの応援職員1名を、石川県能登町社協に派遣予定 (市町村社協と合同班を編成)</p> <p>3/9～15 災害ボランティアセンターの応援職員1名を、石川県穴水町社協に派遣予定 (市町村社協と合同班を編成)</p> <p>3/19～25 災害ボランティアセンターの応援職員1名を、石川県能登町社協に派遣予定 (市町村社協と合同班を編成)</p>	島根県社会 福祉協議会 (地域福祉課)

支援内容	対応状況	団体名 (県担当課)
応援職員の派遣	2/20～26 災害ボランティアセンターの応援職員1名を、石川県能登町社協に派遣 (県社協と合同班を編成) 3/9～15 災害ボランティアセンターの応援職員1名を、石川県穴水町社協に派遣予定 (県社協と合同班を編成) 3/19～25 災害ボランティアセンターの応援職員3名を、石川県能登町社協に派遣予定 (県社協と合同班を編成)	市町村社会福祉協議会 (地域福祉課)
日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣	2/15～19 医師2名、看護師1名、業務調整員1名を金沢以南保健医療福祉調整本部(金沢市)に派遣	島根県医師会 (医療政策課)
災害歯科支援チーム(JDAT)の派遣	1/25～29 歯科医師3名を石川県歯科医師会(金沢市)に派遣	島根県 歯科医師会 (医療政策課)
災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)の派遣	2/6～9 作業療法士2名 2/20～24 言語聴覚士1名、理学療法士1名を金沢市に派遣	島根リハビリテーション協会 (医療政策課)
災害医療救援隊の派遣	1/13～19 出雲徳洲会病院から、看護師1名を輪島市に派遣	特定非営利活動法人 TMAT (医療政策課)
医療班の派遣	1/22～26 輪島市内に、浜田医療センターから5名派遣	国立病院機構 (医療政策課)
給水活動	2/3から応急給水活動を実施 体制：給水車1台、サポートカー1台、人員4名体制 場所：石川県穴水町 【松江市】2/3～6 【出雲市】2/7～10 【県企業局】2/11～14	日本水道協会 島根県支部 (薬事衛生課)
社会福祉施設等からの介護職員等の派遣	生活相談員(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員) 1/26～27：1名 金沢市 介護職員 1/28～31：1名 金沢市 2/3～8：1名 金沢市 2/10～15：1名 金沢市 生活支援員・介護職員 1/29～31：1名 金沢市 2/6～8：1名 金沢市 2/6～9：1名 金沢市 看護職員 2/3～9：1名 羽咋市 生活相談員 2/26～28：1名 金沢市	高齢者福祉課 障がい福祉課

災害時における安否不明者・死者の氏名等の公表方針の策定について

1. 策定の目的

令和5年3月に内閣府から「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示され、個人情報保護法の保護対象である安否不明者について、救助活動の効率化・円滑化のため安否不明者を絞り込む必要がある場合は、氏名等の公表を行うことができることとされた。

この指針を踏まえ、安否不明者及び死者の氏名等の公表についての県の対応方針を定める。

2. 方針の概要

(1) 公表の趣旨

- ①安否不明者 要救助者を迅速に把握し、救助・搜索活動の効率化・円滑化を図る
- ②死者 被害の状況を具体的に後世に残し、今後の災害予防に役立てる

(2) 公表の基準

島根県災害対策本部が設置された災害において、公表の必要がある場合

(3) 公表の条件

- ①安否不明者 所在情報を秘匿すべき事情がない場合
- ②死者 所在情報を秘匿すべき事情がなく、かつ遺族等の同意がある場合

(4) 公表の内容

- ①安否不明者 氏名、住所、性別、年齢
- ②死者 氏名、住所、性別、年齢、死因

3. スケジュール

- 令和6年3月14日 島根県防災会議で報告
- 3月下旬 公表方針の施行

災害時における安否不明者・死者の氏名等の公表方針（案）

1. 公表の趣旨

安否不明者は個人情報保護法の保護対象だが、大規模な災害が発生した場合において、要救助者を迅速に把握し、救助・捜索活動の効率化・円滑化を図るために、その氏名等を公表する。

また、災害応急対策を優先しながら、被害の状況を具体的に後世に残し、今後の災害予防に役立てるために、遺族等の心情に配慮した上で、死者の氏名等を公表する。

2. 公表の基準

公表は、島根県災害対策本部が設置された災害において、災害状況を踏まえて、知事が必要があるかと判断した場合に行う。

3. 公表の対象

(1) 安否不明者

- ・公表の対象とする安否不明者とは、当該災害により被災した蓋然性が高く、所在不明な者をいい、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者）を含む。
- ・公表は、所在情報を秘匿すべき事情がないことを確認できたものに限り行う。

(2) 死者

- ・公表の対象とする死者とは、消防庁災害報告取扱要領により「当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者」として報告した者をいう。
- ・公表は、所在情報を秘匿すべき事情がないことを確認できたもので、かつ、遺族等の同意があるものに限り行う。

4. 公表する情報

(1) 安否不明者

氏名（よみがな）、住所（町丁・大字まで）、性別、年齢（又は年代）

(2) 死者

氏名、住所（市町村名まで）、性別、年齢、死因

5. 公表の方法

公表は、県ホームページ「災害・緊急情報」への掲載、報道機関への資料提供により行う。

6. 公表の役割分担

(1) 市町村

対象者リストの作成、所在情報の秘匿事情（住民基本台帳の閲覧制限等）の確認、安否情報の集約、遺族等の同意確認

(2) 警察本部

所在情報の秘匿事情の確認

(3) 県

安否不明者・死者の氏名等の公表

7. その他

この公表方針は、市町村及び警察本部が独自に公表することを妨げない。

島根県地域防災計画（風水害等対策編・震災編）の修正について

1. 目的

国の防災基本計画の修正、災害対策基本法施行令の一部改正及び令和6年能登半島地震を踏まえて、県地域防災計画の一部を修正する。

2. 主な修正点

(1) 防災基本計画の修正に伴う修正

① 多様な主体と連携した被災者支援に係る次の事項の記載の追加

- ・災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県が災害中間支援組織^{※1}や災害ボランティアセンターの運営支援者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めること。
- ・県は災害ケースマネジメント^{※2}などの被災者支援の仕組みの整備に努めること。

※1：行政と地域の間で、NPO、ボランティア等の活動支援・活動調整などを行う組織

※2：一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

② 障がい者の情報取得等に関する施策の推進に係る記載の追加

- ・障がいの種類等に応じて防災等の情報を迅速・確実にすることができるよう体制の整備充実等必要な施策を講ずること

(2) 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う修正

災害応急対策に従事するため使用する緊急通行車両であることの確認及び標章等の交付が、災害発生前においても可能となったことに伴う手続の変更

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

食料及び飲料水の備蓄目標数量の充実

修正前	修正後
2日分（県・市町村各0.5日、県民1日）	3日分（県1日、市町村1日、県民1日）

3. スケジュール

令和5年12月14日～令和6年1月15日 パブリックコメントの実施
令和6年3月14日 島根県防災会議で審議

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

1. 目的

国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正等を反映させるため、地域防災計画の一部を修正

2. 主な修正点

(1) 防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の充実

- ① 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標の設定
- ② 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の防護対策の実施に係る記載の追加
 - ・ 原子力災害対策本部による防護資機材の携行・装着等の指示
 - ・ 防災業務関係者の被ばく線量の管理及び健康管理に係る特段の配慮

(2) 島根原子力発電所2号炉に適用する緊急事態区分を判断するEALの追加

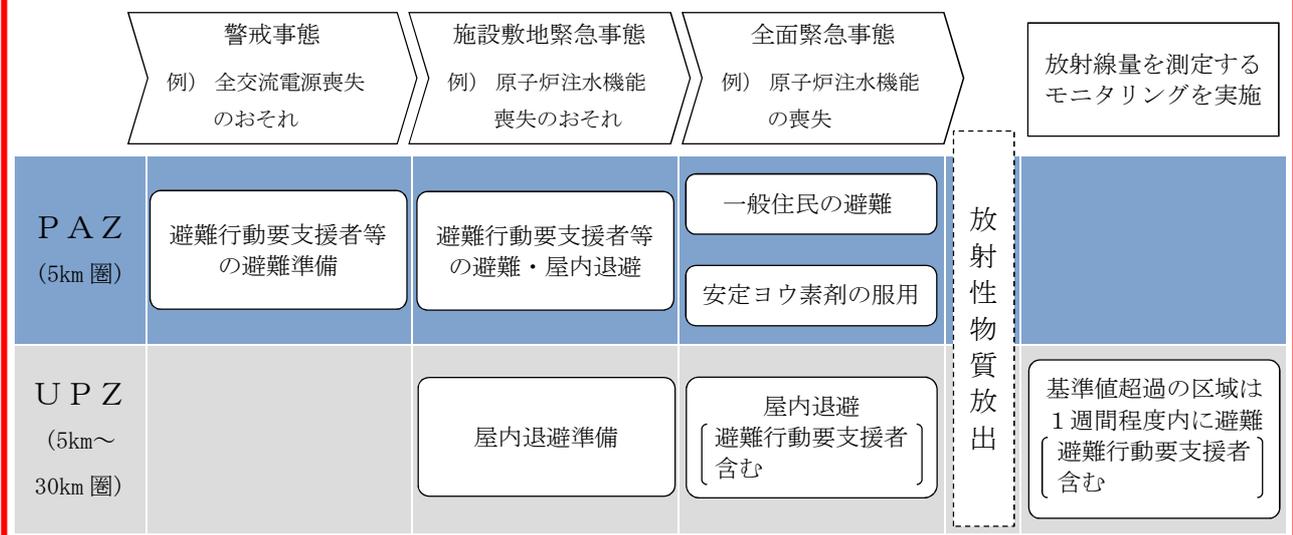
島根原発2号機の安全対策工事の状況を踏まえ、国の使用前確認後において緊急事態区分を判断するためのEALを追加（例示は別紙のとおり）

3. スケジュール

令和5年12月14日～令和6年1月15日 パブリックコメントの実施
令和6年3月14日 島根県防災会議で審議

<参考：避難等の考え方>

原子力発電所の状況（EAL：Emergency Action Level）に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、予防的防護措置（避難等）を実行することとされている。



(別紙)

緊急事態区分を判断するEALの例示（警戒事態）

現行（使用前確認前）

使用前確認後

1. 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。
2. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
3. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
4. オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
5. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。
2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
3. 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
4. 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
5. 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
6. 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
7. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
8. 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
9. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
10. 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。
11. 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
12. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
13. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
14. オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
15. 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。